

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の一部変更に関する新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 許可対象者</p> <p>原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。</p> <p>ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から5)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。</p> <p>1)～4) 略</p> <p>5) <u>昭和38年12月4日付け林野造第2047号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長等より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官行造林地に限って、網又はわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合</u></p> <p>⑥ 略</p> <p>⑦ 期間</p> <p>1)～3) 略</p> <p>4) 原則として銃器を使用する場合は1ヶ月以内（銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く）、銃器以外（わな等）を使用する場合は、3ヶ月以内とします。ただし、イノシシ及びニホンジカの捕獲にあつては、それらの手段にかかわらず1年以内とします。</p> <p>5)、6) 略</p>	<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 許可対象者</p> <p>原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とします。</p> <p>ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。</p> <p>1)～4) 略</p> <p>⑥ 略</p> <p>⑦ 期間</p> <p>1)～3) 略</p> <p>4) 原則として銃器を使用する場合は1ヶ月以内（銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く）、銃器以外（わな等）を使用する場合は、3ヶ月以内とします。ただし、イノシシの捕獲にあつては、それらの手段にかかわらず1年以内とします。</p> <p>5)、6) 略</p>

変 更 後	現 行
<p>第八 特定計画の作成に関する事項</p> <p>1 特定計画の作成に関する方針</p> <p>本県では、県北山間地域や筑波山周辺を中心にイノシシによる農作物等の被害が拡大してきたことから、平成17年9月にイノシシに係る特定計画を策定し、猟期の延長や一斉捕獲の実施等の措置を講じてきました。計画策定にあたっては、農作物の被害状況や目標の進捗状況のモニタリング評価等を行い、その結果を反映させ、順応的に見直しを行うものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>近年、県内において、ニホンジカが目撃情報が増加しており、本県にニホンジカが定着した場合、生態系や農林業等への大きな被害が発生するおそれがあることから、早い段階から関係機関が連携し、ニホンジカを科学的かつ計画的に管理していく必要があることから、ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画（管理方針）を策定します。</u></p>	<p>第八 特定計画の作成に関する事項</p> <p>1 特定計画の作成に関する方針</p> <p>本県では、県北山間地域や筑波山周辺を中心にイノシシによる農作物等の被害が拡大してきたことから、平成17年9月にイノシシに係る特定計画を策定し、猟期の延長や一斉捕獲の実施等の措置を講じてきました。計画策定にあたっては、農作物の被害状況や目標の進捗状況のモニタリング評価等を行い、その結果を反映させ、順応的に見直しを行うものとします。</p> <p>(略)</p>